市民税・都民税

公的年金からの引き落とし（特別徴収）のお知らせ

特別徴収1年目の方・昨年途中で納付書または口座振替（普通徴収）になった方

①引き落とし（特別徴収）の対象となる方＝29年中に公的年金などの支払いを受けた方で、30年4月1日現在、公的年金からの引き落としの対象となる老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方。ただし、次の方は引き落としの対象にはなりません▼30年1月1日現在、市内に住所を有しない方（転出した方など）▼老齢基礎年金などの支給額が年18万円未満の方▼介護保険料が引き落とし（特別徴収）されない方▼障害年金・遺族年金のみを受給している方（課税対象にならないため）

②引き落とし（特別徴収）の開始時期＝30年10月支払い分から

③引き落とし（特別徴収）の対象となる年金＝老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など

④引き落とし（特別徴収）の対象となる市民税・都民税＝対象となるのは公的年金などの年金所得に係る市民税・都民税のみです。年金所得の他に給与所得、不動産所得などの所得がある場合、これらの所得に係る市民税・都民税は従来通り、給与からの特別徴収、納付書または口座振替（普通徴収）による納付になります

⑤公的年金からの徴収方法＝6月・8月は納付書または口座振替（普通徴収）、10月・12月・2月は公的年金からの引き落とし（特別徴収）になります（左上表1参照）

特別徴収2年目以降の方

「引き落としの対象者」「引き落とし対象となる年金」「引き落としの対象となる市民税・都民税」については1年目の方と同様です。

引き落とし（特別徴収）の開始時期＝30年4月支給分から。ただし、4月・6月・8月分は仮徴収となり、それぞれ前年度の年税額の6分の1の金額を公的年金から引き落とし（特別徴収）します。10月・12月・2月分は、その年度の市民税・都民税額からこの仮徴収分を差し引いた金額を、公的年金から引き落とし（特別徴収）します（左上表2参照）。

◎引き落とし（特別徴収）が中止になる場合があります

引き落とし（特別徴収）開始後、公的年金などの支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、納付書または口座振替（普通徴収）による納付となります。

65歳未満で公的年金などを受給している方

65歳未満で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得の市民税・都民税が給与から引き落とし（特別徴収）されている方は、公的年金などの年金所得に係る市民税・都民税を給与からの引き落とし分と合算することができます。希望する方は、勤務先の担当者に申し込んでください。勤務先からの特別徴収への切り替え申請に基づき、課税課（市役所2階）で合算します。

なお、給与所得に係る市民税・都民税の納付方法が納付書または口座振替（普通徴収）の方は、取り扱いの変更はありません。

詳しくは同課市民税係☎470・7777（内線2333～2337）へ。

表1　公的年金からの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）を開始する年度の徴収方法

（例）年金に係る税額が1万2,000円の場合

徴収の方法	普通徴収（納付書または口座振替）	特別徴収（年金からの引き落とし）
納期・年金支給月	6月・8月	10月・12月・2月
納付額	年税額の2分の1（6,000円）	年税額の2分の1（6,000円）
	各月3,000円	各月2,000円

表2　公的年金からの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）2年目以降の徴収方法

（例）年金に係る税額が1万7,000円で前年度の年税額が1万8,000円の場合

徴収の方法	特別徴収（仮徴収）	特別徴収（本徴収）		
年金支給月	4月・6月・8月	10月	12月	2月
納付額	前年度の年税額の2分の1（9,000円）	年税額から仮徴収分を引いた額（8,000円）		
	各月3,000円	2,800円	2,600円	2,600円

※公的年金からの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）を開始する年度と、引き落とし（特別徴収）が継続する年度では徴収方法が異なります。

市内の私立幼稚園と認定こども園31年度に入園する園児を募集します

市内の私立幼稚園と認定こども園では、31年度に入園する園児を募集します。募集人数など詳細は左表の通りです。詳しくは直接各園へ（左表参照）。

市内の私立幼稚園の募集人数など

幼稚園名（所在地・電話番号）		募集人数 満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	願書の配布開始日	受付開始日
神山幼稚園 神宝町1－17－12、☎471・2549		10人	95人	－	－	10月15日（月）	11月1日（木）
緑ヶ丘幼稚園 学園町1－9－27、☎421・9229		15人	15人	25人	25人		
落合幼稚園 新川町1－13－19、☎471・2639		－	120人	若干名	若干名		
久留米神明幼稚園 中央町2－9－30、☎471・2726		－	100人	若干名	若干名		
前沢幼稚園（認定こども園東久留米こども園） 前沢2－2－2、☎471・4155	1号児	－	64人	－	－		
	2号児	－	23人	－	－		
豊島なでしこ幼稚園 東本町8－14、☎471・3772		－	46人	－	10人		
自由学園幼児生活団幼稚園 学園町1－11－17、☎422・3118		－	35人	若干名	－		

私立幼稚園入園支度金貸付制度をご利用ください

市では、私立幼稚園に入園手続きをする際に、幼稚園に納入するための資金として、対象園児1人当たり15万円を限度に、その保護者に対して無利子で、返済15回以内の均等償還方式でお貸しします。

なお、市内または近隣市に住所を有する連帯保証人が必要などの条件があります。

申請期間が限られていますので、ご注意ください。

【申請期間】土曜・日曜日、祝日を除く10月22日（月）～11月12日（月）

【申請場所】子育て支援課（市役所2階）

詳しくは同課保育・幼稚園係☎470・7745へ。

10月は児童手当・児童育成手当・ひとり親家庭住宅手当の定例払い月です

6月～9月分の手当を指定金融機関へ振り込みます。

【振込予定日】児童手当＝10月10日（水）▼**児童育成手当**＝10月11日（木）▼**ひとり親家庭住宅手当**＝10月15日（月）

※利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【ご注意】「児童手当・特例給付現況届」「児童育成手当現況届」の提出がない場合は、10月に手当が振り込まれません。10月以降に当該現況届を提出した場合は、提出した翌月の振り込みになりますので、なるべく早めに提出してください。「児童手当・特例給付現況届」を提出した方で、支給金額に変更がある場合は、「児童手当額改定通知書」または「特例給付額改定通知書」を10月9日（火）に発送します

詳しくは児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。

上の原地区内の道路を交通開放します

市では、これまで自然と調和した「複合多機能都市」を目指して、上の原地区のまちづくりを進めてきました。このたび、地区内の道路整備が完了したため、次の通り上の原地区内の道路の交通開放を行います。

なお、新たなアクセス道路および東村山都市計画道路3・4・20号線については、10月25日（木）に交通開放を予定しています。

【開放日時】10月19日（金）午前11時（予定）

【開放区間】下図の通り

詳しくは都市計画課土地利用計画担当☎470・7782へ。

交通開放案内図

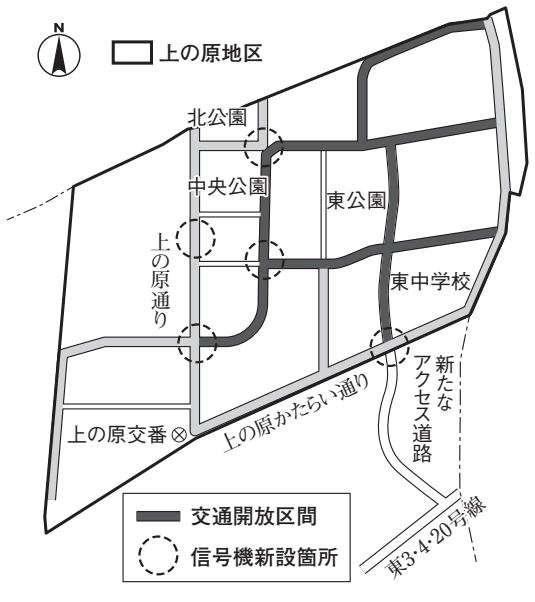

国民年金だより

国民年金保険料の納付方法

第1号被保険者が支払う30年度の国民年金保険料の金額は、月額1万6340円です。保険料をまとめて前納すると安くなります。

◎現金納付　日本年金機構から送られてくる納付書で納めます。1年以上の前納を希望する場合は、年金事務所へ連絡してください。前納は「6ヵ月」「1年」「2年」のほか、任意の月から翌年度末分までの期間（最長24ヵ月）も可能です。

金融機関、郵便局、コンビニで納められますが、30万円を超える場合は、コンビニでは納付できません。

◎口座振替　口座振替にすると納め忘れを防ぐことができます。前納は「1ヵ月前納（早割）」「6ヵ月」「1年」「2年」があります。口座振替の「2年前納」は割引率が最も高くお得です。

※31年度の前納申込期限は、31年2月末です。31年3月で20歳になる方、新たに国民年金に加入する方の前納手続きの詳細は、年金事務所に問い合わせてください。

◎クレジットカード納付・継続支払　継続的にクレジットカード会社が立て替え納付を行います。前納は「6ヵ月」「1年」「2年」があります。前納した場合の割引率は現金払いと同じです。

※31年度のクレジットカード納付前納には申込期限があります。詳細は年金事務所へ問い合わせてください。

◎電子納付（ATM、インターネットバンキングなど）

日本年金機構から送られてくる納付書が必要です。納付書がお手元にない場合は、年金事務所へ問い合わせてください。

※インターネットバンキングを利用する場合は、あらかじめ金融機関と契約が必要です。事前に金融機関に問い合わせてください。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費（あはき療養費）の制度が変わります

10月1日から「あはき療養費」適正化の一貫として、「医師の同意・再同意」に関する制度改正が行われます。

今後は、初回の同意だけではなく、6ヵ月ごとに当該疾病について、現に診療を受けている主治医の診察を受けた上で、文書による再同意を受けることが必要になります。

適切に対応しないと、療養費の支給を受けられなくなりますので、ご注意ください。

詳しくは国民健康保険に加入の方は保険年金課国民健康保険係☎470・7733、後期高齢者医療保険に加入の方は同課高齢者医療係☎470・7846、被用者保険に加入の方は加入する医療保険窓口へ。